## 令和元年度における中国地区の下請法の運用状況等について

令和2年6月25日 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所中国支所

## 第1 下請法の運用状況

### 1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実について の情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を 対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、近畿中国四国事務所中国支所(以下「中国支所」という。)管内(鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県)に所在の資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者3,100名(製造委託等 (注1)2,090名、役務委託等 (注2)1,010名)及び当該親事業者と取引のある下請事業者13,100名(製造委託等8,941名、役務委託等4,159名)を対象に実施した(第1表参照)。

- (注1) 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。
- (注2) 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

区分	親事業者	調査(名)	下請事業者調査(名)		
年 度	全 国	中国	全 国	中国	
令和元年度	60, 000	3, 100	300, 000	13, 100	
製造委託等	35, 810	2, 090	200, 190	8, 941	
役務委託等	24, 190	1, 010	99, 810	4, 159	
平成 30 年度	60, 000	3, 000	300, 000	13, 100	
製造委託等	39, 175	2, 154	211, 741	9, 541	
役務委託等	20, 825	846	88, 259	3, 559	
平成 29 年度	60, 000	3, 000	300, 000	13, 100	
製造委託等	38, 680	2, 109	208, 513	9, 493	
役務委託等	21, 320	891	91, 487	3, 607	

第1表 書面調査の実施状況

## 2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況 (第2表参照)

#### ア 新規着手状況

新規に着手した違反被疑事件は 478 件(製造委託等 354 件, 役務委託等 124 件) であり, 事件の端緒としては, 公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが 466 件(製造委託等 344 件, 役務委託等 122 件), 下請事業者等からの申告によるものが 12 件(製造委託等 10 件, 役務委託等 2 件) である。

#### イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は 475 件(製造委託等 352 件, 役務委託等 123 件) であり、このうち 473 件(製造委託等 351 件, 役務委託等 122 件) について指導(違

反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。) の措置を講じている。主な指導 事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位:件]

	±c	田羊工	上上来	2)		贝	処 理 件 数				
	区分	耓	規 宿 于	· 件 数 <sup>注</sup>			措置				
年度			申告	中小企業 庁長官か らの措置 請求	計	<b>勧告</b> (注1)	指導 <sup>(注1)</sup>	小計	不問	計	
^1= + <del>+</del>	全国	8, 360	155	0	8, 515	7	8, 016	8, 023	292	8, 315	
令和元年度	中国	466	12	0	478	0	473	473	2	475	
4:04 X = 755	全国	5, 725	100	0	5, 825	7	5, 524	5, 531	179	5, 710	
製造委託等	中国	344	10	0	354	0	351	351	1	352	
∠0.76±=+66	全国	2, 635	55	0	2, 690	0	2, 492	2, 492	113	2, 605	
<b>投務委託等</b>	中国	122	2	0	124	0	122	122	1	123	
平成 30 年度	全国	7, 757	141	0	7, 898	7	7, 710	7, 717	382	8, 099	
十成 30 平及	中国	410	8	0	418	0	410	410	3	413	
製造委託等	全国	5, 276	84	0	5, 360	7	5, 250	5, 257	256	5, 513	
<b>发担安託寺</b>	中国	293	6	0	299	0	292	292	3	295	
	全国	2, 481	57	0	2, 538	0	2, 460	2, 460	126	2, 586	
<u> </u>	中国	117	2	0	119	0	118	118	0	118	
平成 29 年度	全国	7, 173	97	1	7, 271	9	6, 752	6, 761	307	7, 068	
十八 29 千尺	中国	384	3	0	387	0	374	374	20	394	
製造委託等	全国	5, 033	61	1	5, 095	9	4, 718	4, 727	205	4, 932	
<b>※担安託寺</b>	中国	271	3	0	274	0	264	264	17	281	
	全国	2, 140	36	0	2, 176	0	2, 034	2, 034	102	2, 136	
役務委託等	中国	113	0	0	113	0	110	110	3	113	

<sup>(</sup>注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本 表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

#### (2) 下請法違反行為の類型別件数の状況 (第3表参照)

- ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で 776 件となっており、 このうち、製造委託等に係るものが 582 件、役務委託等に係るものが 194 件となってい る。
- イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反(下請法第3条又は第5条違反)は370件(類型別件数の合計の47.7%)となっており、このうち、製造委託等に係るものが282件、役務委託等に係るものが88件となっている。
- ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反(下請法第4条違反)は 406 件(類型別件 数の合計の52.3%)である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が201 件(実体規定違

<sup>(</sup>注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

反に係る類型別件数の合計の 49.5%), ②下請代金の減額が 64 件(同 15.8%), ③買いたたきが 38 件(同 9.4%)等となっている。

- (7) 製造委託等に係る実体規定違反は300件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が131件(製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の43.7%)、②下請代金の減額が47件(同15.7%)、③買いたたきが32件(同10.7%)等となっている。
- (イ) 役務委託等に係る実体規定違反は106件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が70件(役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の66.0%)、②下請代金の減額が17件(同16.0%)、③買いたたきが6件(同5.7%)等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位:件]

区	分	手約	規定	韋反	実体規定違反												
年 度		書面交付義務	書類保存義務	小計	競 拒否	越	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	割困 難手形	利益提供要請	やり 直し等	報	小計	合計
△和□左曲	全国	5, 864	745	6, 609	32	3, 651	1, 150	14	721	72	98	254	336	590	1	6, 919	13, 528
令和元年度	中国	326	44	370	3	201	64	2	38	13	6	22	22	34	1	406	776
生いナチニイケケ	全国	4, 202	458	4, 660	29	2, 160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4, 728	9, 388
製造委託等	中国	252	30	282	2	131	47	2	32	9	6	21	20	29	1	300	582
<b>小双禾式</b> 体	全国	1, 662	287	1, 949	3	1, 491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2, 191	4, 140
役務委託等	中国	74	14	88	1	70	17	0	6	4	0	1	2	5	0	106	194
平成 30 年度	全国	5, 964	778	6, 742	46	3, 371	834	19	1, 487	90	113	374	348	132	5	6, 819	13, 561
十队 30 年及	中国	311	60	371	4	187	60	2	93	3	9	26	18	6	0	408	779
製造委託等	全国	4, 183	520	4, 703	36	2, 051	642	14	1, 195	61	110	356	291	96	3	4, 855	9, 558
<b>表</b> 坦安託寺	中国	226	37	263	2	124	49	1	73	2	9	26	13	5	0	304	567
役務委託等	全国	1, 781	258	2, 039	10	1, 320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1, 964	4, 003
1又仍安正守	中国	85	23	108	2	63	11	1	20	1	0	0	5	1	0	104	212
平成 29 年度	全国	5, 322	649	5, 971	23	3, 129	611	20	1, 179	94	92	324	261	45	0	5, 778	11, 749
一次 23 平皮	中国	318	27	345	2	140	39	1	36	7	5	16	8	3	0	257	602
製造委託等	全国	3, 826	448	4, 274	19	1, 988	461	19	932	62	89	311	212	29	0	4, 122	8, 396
衣足女儿寸	中国	232	20	252	2	94	29	1	29	4	5	15	6	2	0	187	439
役務委託等	全国	1, 496	201	1, 697	4	1, 141	150	1	247	32	3	13	49	16	0	1, 656	3, 353
以勿安心可	中国	86	7	93	0	46	10	0	7	3	0	1	2	1	0	70	163

- (注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。
- (注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。
  - (3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和元年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者13名 <sup>(注)</sup> から、下 請事業者107名 <sup>(注)</sup> に対し、総額958万円相当の原状回復が行われた。

- (注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。
- ア 下請代金の減額事件においては、親事業者3名から、下請事業者41名に対し、91万円の減額分が返還された(第4表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額) (注)
<b>今</b> 和二左帝	全国	104 名	4, 087 名	17 億 6191 万円
│	中国	3名	41 名	91 万円
亚岸 20 左连	全国	120 名	4, 593 名	1 億 8367 万円
平成 30 年度 	中国	7名	21 名	486 万円
平成 29 年度	全国	140 名	7, 659 名	16 億 7800 万円
	中国	14名	136 名	292 万円

<sup>(</sup>注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者8名から、下請事業者64名に対し、842 万円の遅延利息が支払われた(第5表参照)。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

	項目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
年 度		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和元年度	全国	132 名	2, 931 名	3 億 2026 万円
で作り、一方	田	8名	64 名	842 万円
平成 30 年度	全国	165 名	4, 901 名	4億2288万円
十成 30 千及	中国	10名	28 名	1006 万円
平成 29 年度	全国	138名	3, 015 名	1 億 9675 万円
十八人29 十尺	中国	7名	89 名	146 万円

ウ 返品事件においては、親事業者 1 名は、下請事業者 1 名から、23 万円相当の商品を引き取った(第6表参照)。

第6表 返品事件における商品の引取り状況

年 度	項目	引取りを行った 親事業者数	引取りを受けた 下請事業者数	引取りを行った商品 の年度総額
令和元年度	全国	11 名	106 名	6 億 6438 万円
741儿+皮	中国	1名	1名	23 万円
亚世 20 左座	全国	7名	59 名	1911 万円
平成 30 年度	中国	_	_	_
平成 29 年度	全国	11 名	107名	360 万円
	中国	<del>-</del>	_	_

(注) 該当がない場合を「一」で示した。以下同じ。

エ 買いたたき事件においては、親事業者1名から、下請事業者1名に対し、1万円の買いたたき分が返還された(第7表参照)。

第7表 買いたたき事件における買いたたき分の返還状況

年 度	項目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
<b>今</b> 和二左帝	全国	2名	2名	3 万円
│	中国	1名	1名	1 万円
亚古 20 左连	全国	3名	14名	244 万円
平成 30 年度	中国	_	_	_
平成 29 年度	全国	1名	1名	289 万円
	中国	_	_	_

#### 第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制(以下「下請法等」という。)に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和元年度の状況は次のとおりである。

### 1 下請法等に係る講習会

#### (1) 基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和元年度においては、中国支所では5回の講習会を実施した。

### (2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で 実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和元年度においては、中国支所では中国経済産業局と共同して、当該講習会を5 県6会場(うち公正取引委員会主催分は2県3会場)で実施した。

#### 2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。 令和元年度においては、中国支所では223件の相談に対応した。

#### 3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の 実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和元年度に おける中国支所管内の下請取引等改善協力委員(定員)は14名である。

令和元年度においては、6月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等

について意見聴取を行った。

## 4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法 等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に講師を派遣し ている。

令和元年度においては、中国支所では事業者団体等へ3回講師を派遣した。

### 令和元年度における主な指導事件

### 1 下請代金の支払遅延(第4条第1項第2号)

- ① コンピュータ周辺機器の製造を下請事業者に委託しているA社は、「毎月末日納品締切、翌々月15日支払」又は「毎月末日納品締切、翌々々月15日支払」の支払制度を採っていたため、当該下請事業者に対し、下請事業者からの給付を受領した日から60日を超えて下請代金を支払っていた。
- ② グッズ等の製造及びCM等情報成果物の作成を下請事業者に委託しているB社は、自社の 事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、下請事業者からの給付を受領した日か ら60日を超えて下請代金を支払っていた。
- ③ 食品の製造を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

### 2 下請代金の減額(第4条第1項第3号)

- ① 食品の製造を下請事業者に委託しているD社は、事務処理上のミスにより、情報システム の利用手数料等として、一定額を下請代金から減じていた。
- ② 菓子パッケージのデザインの作成を下請事業者に委託しているE社は、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料として、実費を超えて一律の手数料を下請代金の額から減じていた。
- ③ セキュリティ機器等に使用する部品の製造及びプログラムの作成を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意を文書で行わずに、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。

### 3 返品(第4条第1項第4号)

○ コンピュータ周辺機器の製造を下請事業者に委託しているG社は、受領後に、製品の販売先の発注ミス等、下請事業者の責めに帰すべき理由によらずに返品していた。

### 4 購入・利用強制(第4条第1項第6号)

○ 食品の製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、自己の企画したキャンペーンにおいて、うなぎ等の商品を購入するよう要請していた。

# 5 有償支給原材料等の対価の早期決済(第4条第2項第1号)

- 〇 人工関節等の製造に必要な部品の加工を下請事業者に委託している I 社は、下請事業者に対し、製造を委託した部品の原材料を有償で支給しているが、支給された原材料を用いて製造した製品に係る下請代金の支払期日より前に、原材料の対価を支払わせていた。
- 6 割引困難な手形の交付(第4条第2項第2号)

〇 トラックの修理作業等を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、手形期間が 120 日(繊維業以外の業種において認められる手形期間)を超える手形(135 日)を交付していた。